平成２８年１２月１５日

保護者の皆様

洋野町立種市小学校
校　長　　太 田 武 邦
PTA会長　　田 毛 英 明

平成２８年度･災害時や緊急時（地震, 津波など）などの基本対応〔改訂版〕について

師走の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝の事とお喜び申し上げます。

日ごろ、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、災害時や緊急時における本校の対応について、今年度のＰＴＡ総会でもお知らせしておりますが、更に実際的な基本対応についてのガイドラインを別添「平成２８年度･災害時や緊急時（地震、津波など）の基本対応〔改訂版〕」のとおりといたします。

つきましては、ご家庭でも十分ご確認のうえ、万一に備えての対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、学校から緊急メールなどで連絡が入った場合はその指示通りの対応でお願いいたします。

記

１．災害時や緊急時（地震、津波など）における本校の基本対応について

別添のとおり

２．災害時や緊急時（地震、津波、感染症など）における、学童（元気ッズ、どりーむ）と放課後子ども教室（ダイちゃんの家）の基本対応について

		放課後子ども教室 （ダイちゃんの家）	学　童 （どりーむキャンパス、元気ッズ）
急に午前授業になった場合の基本対応	給食がある日	開　放します	１３時から開放します （給食の提供はありません）
	給食がない日	開放しません	
感染症（インフルエンザなど）が流行している場合の基本対応	学　校 閉　鎖	開放しません	
	学　級 閉　鎖	閉鎖した学級に在籍している児童は利用できません。 （症状がなくても『潜伏期』の可能性もあるからです）	

※放課後や休日における災害時や緊急時の基本対応は、その学童や放課後子ども教室にご確認ください。

３．災害時や緊急時（地震、津波など）における、スクールバスの基本対応について

①津波注意報発令中のスクールバスは、学校からの指示を受けてから運行します。

②津波警報、大津波警報発令中は、解除になるまで運行は見合わせます。

③児童乗車時には、安全な高台に避難停車します。

平成２８年度　洋野町立種市小学校　**【電話　６５－２１２８】**

災害時や緊急時（地震, 津波など）などの基本対応〔改訂版〕

１．原則として「休校」となる場合

（１）夜間・早朝に『津波注意報、津波警報・大津波警報』が発表となった場合

【休校となる理由】

・命を守る事が最優先される事態だからです。

【津波注意報や津波警報、大津波警報発令中の基本対応】

・解除になるまで、**自宅待機**か沿岸部に居住の方は**近くの避難所**へ避難するなどの対応でお願いします。

・本校（海抜１６．５ｍ）も町指定の避難場所となっていますので、自宅や近くの避難場所より本校の方が安全と判断された場合は、本校への避難も可能です。

【津波注意報発令中でも『登校日』とする場合〔例〕について】

①予想される津波が４０㎝程度の場合。
②津波警報などが、本県や近隣県で発表されていない場合。
③震源地が岩手県や青森県沖ではなく、本町から離れている場合。
④その他

・保護者同伴（自家用車含む）での登校が基本となります。
・スクールバスは海岸線ではなく、路線変更して学校に向かう場合もあります。

【児童が登校後に津波注意報や津波警報、大津波警報発令が発表された場合の基本対応】

・津波注意報（２０㎝～１ｍ）　‥　全児童、学校での避難待機となります。（原則、注意報解除まで）
迎えに来る時は安全なルートを確認のうえ来校してください。

・津波警報（１ｍ～３ｍ）　‥　全児童、学校での避難待機となります。状況によって、セシリアホール（海抜２６．７ｍ）への二次避難を行います。
解除になるまでは基本的に引き渡しを行いませんので、解除になってから迎えに来るか、一緒に学校かセシリアホールで避難待機となります。

・大津波警報（３ｍ以上）　‥　全児童、セシリアホールへ安全かつ迅速に二次避難します。
必要に応じて、更に安全な高台への避難を行います。
解除になるまでの対応は『津波警報』時と同じです。

（２）夜間・早朝に『震度５弱以上の地震』が発生した場合

【休校となる理由】

・通学路や校地内外の安全を確認する必要があるためと、余震が繰り返す可能性が高いからです。

【児童が登校後に震度５弱以上地震が発生した場合の基本対応】

・校舎の安全確認や停電の対応が生じます。連絡の有無にかかわらず自宅の安全を確認の後、学校へ迎えに来ていただくことを基本とします。（電話の不通も想定されます）
・授業を中止し、保護者または代理の方に直接引き渡し、迎えの来た順に下校させます。
・迎えがない場合は、学校で待機させます。
・避難が必要な場合にはセシリアホール等へ二次避難を基本とします。

（３）夜間・早朝に『特別警報』が発表となっている場合

【休校となる理由】　命を守る事が最優先される事態だからです。

【特別警報中の注意事項】　不要不急の外出を避け、必要に応じて早めに近くの避難所へ避難してください。

（4）**早朝から、**学区内あるいは全町が『**停電**』の場合

【休校となる理由】

・停電が継続している時は、水道の使用に支障が生じる可能性がある他、給食が提供されない可能性もあるためです。また、冬期は暖房機器の使用ができないためです。

【児童が登校後に『停電』となった場合の基本対応】

・登校後に『停電』となり、長時間続くことが予想される場合は、基本的に「**午前授業**」となりますので、**学校に迎えに来る**ことを基本とします。

・基本的に、『緊急メール』でもお知らせしますが、停電の時には本校からも情報発進できない場合や、保護者の皆さんの携帯電話も不通となる場合もありますので、情報伝達に時間がかかる場合もあります。

（5）**その他の緊急事態（台風直撃や直撃が予想される時など）**が発生中の場合

2．原則として「保護者同伴での登校（下校）」となる場合

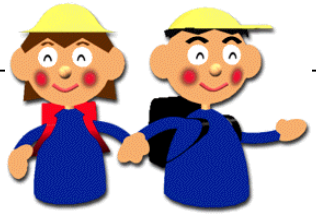

【保護者同伴（自家用車含む）となる主な例】

・**警報**（台風、大雨、暴風、大雪、雷…）が発表中である。

・学区内や町内で**不審者**や**野生動物**が出没している。

・学区内や町内で**凶悪犯罪**が継続中である。

・**通学路の安全**が確保されていない時。（除雪が間に合っていない、土砂崩れなど）

・その他、送迎が必要と**保護者が判断**した場合。

【警報発表中などの基本対応】

・徒歩通学の児童は、自家用車での登･下校を基本とします。

・バス通学の児童は、乗車まで付き添うことを基本とします。

・**自宅へ徒歩で帰る児童**で、**迎えがない場合**は**学校で待機**させることを基本とします。

3．登･下校中の緊急事態発生時の対応

自宅や学校が近い時には、自宅や学校に向かうことを基本とします。
自宅や学校が遠い時には、近所や商店などに助けを求めることを基本とします。

職員が直ちに巡回します

4．その他

（1）**感染症（インフルエンザなど）の基本対応**

感染症による「学校（学級）閉鎖」は、新たな感染防止と蔓延防止が目的となりますので、臨時休校時や下校時刻の切り上げなどの措置を行った場合は、習い事（スポ少含む）に行かせる事や学童、放課後子ども教室で過ごす事は控えるようにしてください。

（2）**各家庭への主な連絡体制について**　〔学校では非常災害時には主に次の方法で、連絡方法をとります。〕

①今年度運用開始した『**緊急メール配信**』を使用する。（停電時のために「**種小掲示板**」も併用する）
②**種小ホームページ**でお知らせする。　③学校から各家庭に**直接連絡**する。　④その他

（3）**その他**

①これらの対応は、あくまでも基本対応であるので、学校から**緊急メール**などで連絡が入った場合は**その指示通りの対応**でお願いいたします。

②臨時休校や臨時下校等となった場合の、**各家庭内の約束事**をしっかりと確認しておいてください。

③保護者の方が登校させることが**危険と判断**した場合、**登校を見合わ**せてください。（欠席や遅刻とはなりません）

④「緊急メール配信システム」へのご加入が済んでいない保護者の方は、**お早めにご加入**してください。

⑤緊急時における**隣接学校（種市中、種市高）の対応**は、このマニュアルとは**異なる部分**があります。